

平成24年8月28日  
危機管理室  
安全・安心担当課

(仮称) 練馬区暴力団排除条例の制定について

1 条例制定の背景

暴力団は、区民の生活や事業活動の場に深く介入し、その組織力を背景とした様々な資金獲得活動を行っている。このような状況から、社会全体で暴力団排除活動を進めるため、東京都において、「東京都暴力団排除条例」が平成23年10月1日から施行された。

本区においても、暴力団排除活動の基本姿勢を明らかにするとともに、区民が安全で安心して暮らすことのできる生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的として「(仮称) 練馬区暴力団排除条例」を制定する。

2 条例骨子案

別紙のとおり

3 今後の予定

平成24年9月 区民意見反映制度に基づく意見の募集

意見募集期間：9月11日(火)から10月1日(月)まで

周知方法：ねりま区報への掲載(9月11日号)

区ホームページへの掲載(9月11日予定)

閲覧場所：安全・安心担当課、区民情報ひろば、

区民事務所(練馬を除く。)、出張所、図書館

11月 条例案を第四回定例会に提案

平成25年4月 条例施行